

海外からのご帰国者(ご入国者)の引越作業について

この度は弊社の海外引越サービスをご利用いただきまして誠に有難うございます。

新型コロナウイルス対策として、海外からの全ての入国者に対して、14日間の経過観察(自宅待機等)が日本政府より要請されていることから、弊社におきましても、該当のお客様の引越作業実施には一定の制約を設定させていただきます。

お客様との対面サービスが中心となる弊社引越サービスを、今後も継続して安定的に提供させていただく為の施策であることをご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

●対象について

海外から日本へ入国されたすべてのお客様

●制約内容について

お客様の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

経過観察期間：日本ご入国日の翌日から数えて14日間

なお、玄関先でお渡し(お引取り)できる少量のお荷物についてはこの限りではありませんが、お客様との接触の機会をできるだけ低減いただきますようご配慮お願い申し上げます。